

亀山市告示第205号

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年11月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年亀山市告示第142号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第4条 自立支援金の支給対象者（<u>第13条</u>において「支給対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市以外の市町村（特別区を含む。）において自立支援金に相当する給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 次に掲げるアから<u>カ</u>までのいずれかに該当する者</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、都道府県社会福祉協議会が実施する緊</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第4条 自立支援金の支給対象者（<u>第12条</u>において「支給対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市以外の市町村（特別区を含む。）において自立支援金に相当する給付を受けている者を除く。</p> <p>(1) 次に掲げるアから<u>エ</u>までのいずれかに該当する者</p> <p>ア～エ (略)</p>

急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口にあつては、借入月）が到来している者（アからエまでの者及び現に再貸付を申請又は利用している者を除く。）

カ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、初回貸付等をいずれも受け入れている者であって、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）である者（アからエまでの者及び現に再貸付を申請している者を除く。）

(2) ～ (4) (略)

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（厚生労働大臣に対する通知により無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者をいう。以下同じ。）（以下「公共職業安定所等」という。）に求職の申込みを

(2) ～ (4) (略)

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者

し、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行う者

(ア) (略)

(イ) 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。

(ウ) (略)

(6) (略)

(7) 偽りその他不正の手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていない者

2 (略)

(自立支援金の申請)

第6条 申請者は、令和4年3月31日までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 再貸付に係る借用書の写しその他の第4条第1項第1号に該当することを証する書類

(4) 及び (5) (略)

(6) 第4条第1項第5号アに該当する場合にあっては、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対する求職申込みの状況が確認でき

(ア) (略)

(イ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(ウ) (略)

(6) (略)

(7) 偽りその他不正の手段により再貸付の申請を行っていない者

2 (略)

(自立支援金の申請)

第6条 申請者は、令和3年11月30日までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 再貸付に係る借用書の写しその他の第4条第1号に該当することを証する書類

(4) 及び (5) (略)

(6) 第4条第5号アに該当する場合にあっては、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し

る書類（以下「ハローワークカード等」という。）の写し

(7) 及び (8) (略)

2 及び 3 (略)

(公共職業安定所等への求職申込み等)

第7条 市長は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない申請者に対して、申込みを指示するものとする。ただし、申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

2 申請者は、ハローワークカード等の写しを市長に提出しなければならない。

(再支給)

第12条 自立支援金の受給期間が終了した受給者で第4条第1項第2号から第7号までの要件を満たす者については、第5条に規定する支給額及び支給期間により、再支給することができるものとする。ただし、従前の受給中に前条第1項各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に該当し支給が中止となった者又は正当な理由なく第4条第1項第5号に関する報告を怠った者には、再支給することができないものとする。

2 再支給の申請は、第6条の規定を準

(7) 及び (8) (略)

2 及び 3 (略)

(公共職業安定所への求職申込み等)

第7条 市長は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対して、申込みを指示するものとする。ただし、申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを市長に提出しなければならない。

用する。この場合において、同条第1
項中「亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（
様式1号）」とあるのは、「亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立
支援金再支給申請書（様式第6号）」と
読み替えるものとする。

第13条～第16条 （略）

第12条～第15条 （略）

様式第1号を次のように改める。

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等の写し
 - 2 【申請書の申立事項⑥の1、2に該当する方】
 - ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し
 - ③ ①が用意できない場合（※2）は、再貸付不承認・過去借入状況報告書
【申請書の申立事項⑥の3に該当する方】
 - ① 再貸付の不承認通知の写し
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び再貸付不承認・過去借入状況報告書
【申請書の申立事項⑥の4に該当する方】
 - ① 申告書
 - ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し
【申請書の申立事項⑥の5、6に該当する方】
 - ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し及び再貸付不承認・過去借入状況報告書
- 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※3）
 - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類
 - 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること

※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日時の記事が必要)

様式第2号誓約事項1中「公共職業安定所」を「公共職業安定所等」に改め、同様式同意事項1中「再貸付」の次に「、緊急小口資金又は総合支援金（初回）」を加える。

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書						
フリガナ						
①氏名						
②生年月日	昭和・平成	年	月	日	満（ ）歳	
③住所						
④電話番号						
⑤公共職業安定所等の名称・申込日時・登録番号 (生活保護を申請中である場合を除く。)						
申立事項	⑥自立支援金（初回）を3月分受け終わっている（申請時が最終月である場合を含む。）こと					
	受けていた時期	令和3年 月 ～ 月				
	⑦世帯の生計を主として維持している者であること（右欄にチェック） <input type="checkbox"/>					
	⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
	フリガナ					合計
	氏名					
続柄	本人					
生年月日						
収入（月額）	円	円	円	円		
預貯金等	円	円	円	円		
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。						
上記の申立事項に相違なく、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を申請します。						
令和 年 月 日						
亀 山 市 長 様						
申請者氏名						

【受取口座記入欄】（従前と同様の場合は省略可。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注 意 事 項）

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - 住民票の写し
- 2 自立支援金（初回）の確認書類（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
 - 自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳（※1）の写し（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
- 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※2）
 - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類（自立支援金（初回）同一自治体への申請であり、口座に変更がない場合は省略可）
 - 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、再支給申請書に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介事業の窓口の名称・申込日時に記載が必要）

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第6条の規定は、令和3年12月1日以後の申請に係る自立支援金の支給について適用する。